

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 9 月 25 日農用地利用集積等促進計画（賃借権の設定等）を認可した。

令和 8 年 9 月 29 日

愛知県知事 大 村 秀 章

農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける 土地の所在する市町	賃借権の設定等 を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
岡崎市（権利設定）	8 者	昭和町字木舟 50 番ほか 20 筆
岡崎市（権利移転）	1 者	宇頭町字西山 138 番ほか 26 筆
碧南市（権利設定）	12 者	稲荷町 1 丁目 56 番ほか 24 筆
刈谷市（権利設定）	2 者	小垣江町松狭間 108 番 1 ほか 1 筆
西尾市（権利設定）	19 者	吉良町吉田西中浜 54 番ほか 40 筆